

長財第66号
令和5年9月20日

各部・課・室・センター長
教 育 長
各委員会及び委員事務局長
議 会 事 務 局 長
病 院 事 務 局 長

} 様

副 市 長

令和6年度予算編成について（依命通達）

令和6年度予算編成については、国・県の予算及び地方財政計画等の内容が現在のところ明らかでないが、その基調とするところを勘案しつつ、別紙「令和6年度予算編成方針」に基づき、予算見積関係書類を調製し、期日までに総務部財政課長あて提出するよう、命により通達する。

令和6年度予算編成方針

1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

内閣府の月例経済報告（令和5年8月）によると、我が国経済の基調判断は、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされている。

こうした状況下で政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」(令和5年6月16日閣議決定)において、我が国が「時代の転換点」とも言える国内外の歴史的・構造的な変化と課題に直面する中、新しい資本主義の実現に向けた取組を加速化させていくとし、「労働市場改革による構造的賃上げの実現と人への投資の強化」、「分厚い中間層の形成」、「投資の拡大と経済社会改革の実行」、「少子化対策・こども政策の抜本強化」、「包摂社会の実現」、「地域・中小企業の活性化」に取り組み、「成長と分配の好循環」を目指すとしている。

本市の財政状況をみると、令和4年度の普通会計の決算では、実質収支は18億5,300万円の黒字決算となり、他の特別会計でもすべて黒字会計となるなど、堅実な財政運営を図れている。

歳入では、市税が固定資産税の軽減措置の縮小などにより4億6,400万円の増(前年度比+2.8%)となったものの、普通交付税が令和3年度の臨時的な追加交付がなくなったことから、3億2,700万円の減となるなど、一般財源総額は10億8,900万円の減(前年度比△2.8%)となった。一方、歳出では、令和3年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策の各種給付金事業や大型建設事業の終了などにより、扶助費や普通建設事業費を中心に14億3,200万円の減少となった。

財政指標でみると、経常収支比率は90.8%で、前年度から1.8ポイント悪化している。これは比率の分母となる経常一般財源総額が、前述の普通交付税の減少等により11億3,900万円減少したことが要因であるが、普通交付税の臨時的な追加交付という特殊要因のあった令和3年度を除くと、近年は90%台の高い数値で推移しており、依然として余裕のない財政運営が続いている状況である。

令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、社会経済活動が動き出すことが期待されるものの、エネルギー等の物価高騰は続いており、市民生活への影響はも

とより、委託料等の物件費や工事関係経費の増加等により、予算規模の拡大が懸念される状況である。

今後の見通しとして、本年8月に改定した「長浜市財政計画（令和6年度～令和15年度）」では、歳入については、地方税や地方交付税等の経常的な収入が人口減少等により縮小傾向にある一方で、歳出については、高齢化の進展による扶助費の増加のほか、湖北広域行政事務センターの新施設整備や湖北地域消防組合の消防署所再編に対する負担金の増加、学校等の公共施設、道路・橋梁等のインフラ資産の更新や長寿命化に必要な費用の増加を見込んでいる。その結果、目標達成に向けた取組を踏まえた今後10年間の計画では、財政の硬直化がさらに進行し、**令和15年度末の基金残高は、令和5年度（見込）の約340億円から約177億円で半減する見込み**である。

また、令和6年度については、**歳入は**、市税において個人市民税や法人市民税で増加となり、臨時財政対策債を含めた一般財源の総額は若干の増加を見込むものの、**歳出では**、児童手当の拡充やしょうがい者自立支援給付費の増加など**扶助費の増加**が見込まれるほか、学校施設をはじめとした公共施設やインフラ資産の維持・保全にかかる**投資的経費の増加**に加え、一部事務組合が行う施設整備に伴う**負担金の増加**が見込まれる。この結果、**令和6年度は39億円程度の財源不足となる見通し**である。

このため、財政計画に掲げる基本方針「**未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ**」に基づき、行政コストの削減や**公共建築物の総量縮減**及び**計画的で効果的なファシリティマネジメント**など、本市の人口動態、歳入規模に見合った歳出構造への転換を進め、将来負担を軽減し、もって**持続可能で安定的な財政運営を行う**ことが強く求められている。

2 予算編成の基本的な考え方

人口減少と少子高齢化が加速する中、社会経済情勢の変化や物価高騰に直面するなど厳しい環境にあっても、財政の健全性を堅持し、将来を見据えた行政課題や地域課題に的確に対応していくため、**令和6年度の予算編成にあたっては、『財政計画』を基本としつつ、『総合計画』に掲げた計画目標の達成に向けた取組を着実に推進**していくこととする。

（1）『総合計画』の着実な推進と施策構築方針に基づく重点化

総合計画第3期基本計画（令和5年度～令和8年度）に掲げる「長浜市に暮らす若者が、現在も、将来も魅力を感じられるまちを創る」取組が、将来的に持続可能なまちづくりにつなげられるよう、対策の具体化を進める必要があることから、「**令和6年度に向けた施策構築方針**」**に基づく重点化事業について経営資源の重点化を進めること**。なお、施策の推進にあたっては、成果目標を明確にしたうえで、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す

「持続可能な開発目標」(SDGs)の特長を活かしながら、将来的に持続可能な施策の構築・展開を図るとともに、まちづくりの政策として掲げた各施策の基本方針等を踏まえ、期間中に目標が達成できるよう努めること。

また、限られた経営資源の中で、高度化複雑化する市民ニーズや社会課題に対応するため、業務変革の取組として、事務事業・業務の見直しをはじめ、民間活力の導入、行政のデジタルトランスフォーメーション(DX)により、行政運営の効率化と市民の利便性の向上を加速させること。 ※ SDGs = Sustainable Development Goals

参考 施策構築方針に掲げる施策の柱

- 生き生きと暮らせる 働く場、活躍の場づくり
- 若者の夢の実現、チャレンジを支える取組
- 県北の健康医療都市を目指した取組
- 若者が集い、活躍するまちづくり

(2) 『財政計画』に基づく健全な財政運営

① 事務事業の総点検・税金の使い道の見直し

限られた財源を長浜の未来を担う分野に重点的に活用できるよう、税金の使い道の精査及び見直しを行うこと。また、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、効率的で効果的な行政運営に取り組むため、前例踏襲によることなく一層の事務事業の簡素化、合理化、効率化を図るとともに、より効率的な事業を実施するため、予算不用額を徹底的に圧縮し、財源を捻出すること。限りある予算を有効に活用するため、決算で不用額が生じている費目は、決算ベースでの予算編成を進め、予算不用額が最小限となるよう予算要求を行うこと。

特に、コロナ禍等で縮小、休止した事業の必要性を検証し、従来どおりの事業実施が困難なものや、見通しが立たないものについては、事業の在り方から徹底的に見直しを行い、中止・廃止を含めてゼロベースで検討すること。

また、新たな取組や既存事業の拡充(ビルド)を考えている場合は、既存事業の縮小や廃止(スクラップ)により財源を生み出す必要があるため、早めに検討すること。

事務事業の見直しにあたっては、今の段階から既存事業について点検を行い、各部局の
行革推進本部を活用するなど事務事業の見直しを着実に進めること。

予算執行上の事務負担も考慮すると、個々の事業を一律に削減(横の削減)するのではなく、真に必要な事業に財源を重点的に配分し、廃止すべきものは廃止(縦の削減)するとともに、必要性が認められる事業でも、年度間の事業量の低減と平準化を徹底すること。

併せて、行政内部における会議の持ち方、ペーパーレス化も一つの手段として、手続き・処理の簡素化、業務の効率化など、仕事の進め方も見直すこと。

② 部局の自主的・自律的な予算編成

より現場に近い部局長が経営資源に係る権限を持ち、部局の自主的・自律的なマネジメントをさらに強化するため、一般財源の一定額を各部局に配分する方式により予算を編成することに加え、人事課所管の人員費を各部局配分額に含め、「職員」と「予算」を連動させることで、各部局長が経営者としての権限により部局の経営資源の配分を積極的に行えるようにする。

また、財源を確保するため、各部局に配分する一般財源については、一定のシーリングを行うこととする。各部局においては、財源には限りがあることを再認識し、その中でマネジメント力を十分に発揮しつつ、コスト意識の徹底を図り、費用対効果、優先順位を十分に見極めながらその必要性や有効性等を検証して事業の最適化を図り、より効果的で実効性の高い施策となるよう予算編成に取り組むこと。

③ 普通建設事業の抑制

建設事業は負担の公平性や平準化のため、基本的に地方債を財源とし、将来世代にその償還金を負担させることになる。つまり、地方債の発行増は、後年度の歳出に占める償還金の割合を高め、財政運営の硬直化を招くことにつながる。健全財政による市政運営を確保し、将来世代に過度の負担を転嫁することのないよう、普通建設事業については、その総額を圧縮し、地方債の発行抑制に努めること。

また、インフラ資産も含めた公共施設等の老朽化が進み、その更新コストが財政をより圧迫するおそれがあること、及び維持管理コストの増加が財政の硬直化を進めることから、新たな投資を行う際は、将来の人口減少等を見据えて集約化・複合化を検討するとともに、地方財政措置等を有効に活用すること。

④ 積極的な財源の確保

持続可能な行財政運営を確保するため、その財源の確保は本市の重要なミッションである。中長期的な安定した一般財源の確保のため、人口の維持・増加策を講じるとともに、産業の育成や地域の活性化を支援することなどにより、市税収入の確保に努めること。

また、公有財産の効率的かつ効果的な利活用を図るため、「公有財産利活用推進本部」において協議された方針に基づき、積極的な売却や貸付による有効活用を図ること。

さらに、企業版ふるさと納税や自治体クラウドファンディング、有料広告、ネーミングライツを活用するなど、様々な観点・視点から新たな資金調達の手法を検討し、積極的に

財源確保に努めること。

なお、予算編成事務と併せて、来年度の国・県の予算の内容及び関連する制度の改正など、その動向を迅速かつ的確に把握し、適宜、財政課に連絡するなど連携を密にし、事務の円滑化を図ること。

⑤ 市超過負担の削減

各種団体等に対する補助金や負担金については、行政との役割分担の明確化、客観的な公益性を確保しつつ、必要最低限の原則のもと、応分の負担割合にとどめること。また、県等の補助事業について、予算的な制約のもと、一部に財源の肩代わりを行っているようなものについては、相手方へ十分な説明のうえ負担比率の適正化について最大限是正を行うこと。

⑥ 財政情報等の積極的な公表

予算編成過程の透明性を確保するため、ホームページ等で予算要求額の公表を行うなど積極的な取組を推進すること。また、予算公表資料の内容の充実を図り、市民にわかりやすい財政状況の広報に努めること。

⑦ 議会審議事項等への対応

定例会や委員会審査において審議された事項について予算化を必要とする場合は、適切に見積もること。また、監査委員からの意見や提言を受けて、事務事業の改善に向けた取組が必要な場合についても、適切に予算を見積もること。

⑧ 確かな根拠に基づく政策立案（EBPM）

令和4年度決算及び令和5年度予算の執行状況を踏まえ、全ての事務事業について、その目的や期待される効果、これまでの成果等を整理するとともに、各種統計やRESASなど客観的なデータや確かな根拠に基づいた事務事業となるよう、事務事業との因果関係を明確にした上で、十分な分析と効果測定を行うこと。

また、市民意識調査の結果報告を参考にし、その経年変化等も踏まえつつ、市民ニーズを的確に捉えた施策、事務事業となっているか検証すること。

さらに、地方公会計制度の導入により、統一的な基準による財務書類を作成していることから、類似団体との比較や年度間の経年変化の分析等による財政マネジメントの強化を図ること。加えて、固定資産台帳を活用した公共施設の維持管理、修繕、更新等の中長期的な経費の見通しの算出や、適正な受益者負担の算出など、幅広い活用に向けた取組を進めること。

※ EBPM = Evidence Based Policy Making 、 RESAS = Regional Economy (and) Society Analyzing System

3 職員定数の基本方針

今後の人口減少等による財源の縮小が見込まれる中で、市民サービスの維持・向上を図りながら持続可能な行政経営を進めていくため、「長浜市定員管理基本方針」に基づき、限られた人員で最大の効果を上げることがを旨とし、事務事業の徹底した見直しやDXの推進等を踏まえて真に必要な人員を精査すること。

なお、総定数は令和5年度の人員体制を上限としつつ、各部局の人員配置は部局内マネジメントによる予算と連動した増減調整を図り、より効果的・効率的な人的資源の活用に取り組むこと。

4 予算編成にあたっての留意事項

(1) 基本的事項

国・県の予算及び地方財政計画等が未確定であるとともに、原油価格・物価高騰等の影響が顕在化するなか、令和6年度予算編成は現行制度及び現状の社会情勢を前提とするが、予算見積りにあたって国・県の動向を注視し、的確な把握に努めること。

特に、市民生活への影響や市財政への影響が多大と見込まれる場合は、速やかに財政課に連絡するとともに、その対応を別途協議すること。

経常的な経費については、令和4年度決算分析及び令和5年度予算の執行状況を踏まえ、適正な予算額を見積もり、予算不用額の徹底的な縮減を行うこと。

予算要求にあたっては、当初予算において、配分された一般財源の範囲内に収めるため経費を過小に見積り、年度途中で不足額を生じさせて補正予算で計上させたり、事業費を確保するため国県支出金等の特定財源を過大に見積り、歳入欠陥を生じさせたりすることがないように十分に留意すること。なお、年度途中で歳出予算の不足額を補正予算として要求した場合、査定は行わないものとする。

(2) 歳入に関する事項

歳入については、「入るを量りて出ざるを制す」が財政規律の前提となることから、過去の実績、令和5年度の決算見込、国県の概算要求及び社会経済の見通し等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大又は過小な見積りとならないよう十分留意するとともに、令和4年度決算を踏まえ予想される収入金はすべて計上すること。特に、未収債権については、長浜市債権管理条例（平成25年長浜市条例第26号）に基づき、適正な管理と徴収率の向上を図

るため、着実に取組を進めること。

① 市税

市税収入は、本市の基幹となる歳入であり、財源確保の観点はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、収納率の更なる向上に一層努力すること。また、過去の実績や令和5年度決算見込、社会経済の見通しを適切に把握し、計上すること。

② 使用料、手数料及び諸収入

施設使用料については、受益者負担の原則に基づく適正化に向け、適切な見直しを行うこと。特に経常的な経費が増大するDX取組等については、市民サービスの向上だけでなく、応分の受益者負担を求めること。また、新たな財源の確保を図ると同時に、市が保有する公有財産、物品、印刷物等を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載する事業を推進していることから、積極的に取り組んで、一般財源の負担軽減に努めること。

③ 国県支出金

「脱炭素（カーボンニュートラル）」など、国及び県全体として喫緊の課題となっている分野の取組については、国県支出金を最大限活用すること。事業の実施にあたっては時機を逸することのないよう、国や県の令和6年度予算編成状況や制度改正を常に注視しておくこと。

また、国・県補助金等が廃止又は縮小される事業については、漫然とこれを市費に振り替えることは認めないので、国県の動向を的確に把握し、事務事業の見直しを図ること。県補助事業については、令和4年度策定の「滋賀県行政経営方針2023-2026」を踏まえたうえで、市の負担比率が見直される場合等にあつては、本市にとって今後も必要な事業かどうかを十分に見極め、事業採択も含め慎重に検討すること。

④ 財産収入

市有財産については、財産の現況を的確に把握し、適正かつ効率的な活用に努めるとともに、本市として今後利活用が見込まれない財産については、積極的に処分等を進めるなど、財源の確保について鋭意努力すること。また、現在使用している施設についても、施設の統廃合や移転等により未利用財産となるものについても、利用形態を見直し、資産価値がより発揮されるよう検討すること。

⑤ 基金

厳しい財政状況を踏まえて、各種特定目的基金については、社会資本の整備状況や今後の建設事業の動向などを勘案しながら積極的な活用を図ること。

⑥ 地方債

将来の世代に過度の負担を残さないためにも、引き続き、事業費総額の抑制や、計画的な繰上償還による公債費負担の軽減を図るなど、地方債残高の削減に取り組むこと。地方債の発行にあたっては、交付税措置率が有利な条件のものに限って財源充当するなど、後年度の財政負担を最小限にとどめること。

(3) 歳出に関する事項

歳出については、『2 予算編成の基本的な考え方』を念頭におき、事業の優先順位や、「行政が担うべき領域に属する事業」であるか、「行政が事業の担い手となるべきか」などを見極めながら、コロナ禍で顕在化した課題や社会構造の変化に対応するため、これまで以上に必要性や手法等について検討し、前例や既成概念にとらわれることなく、柔軟に見直しや再構築に取り組むこと。

併せて、出資法人等については、法人の経営の効率化及び自立化の促進並びに市と出資法人等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法などを改めて検証すること。

また、事業実施に必要な数量の不足や項目の漏れ(複数年に一度実施するようなもの)など、追加の予算計上が必要とならないよう、適正に予算計上すること。

なお、事務事業の予算要求にあたっては、新規、既存事業とも現状分析をしっかりと行い、将来の予測を踏まえた数値目標を設定の上、必ず効果の検証ができるようにすること。

① 人件費

『長浜市定員管理基本方針』に基づき、現在の職員の年齢構成からみて退職が多数見込まれる令和15年度から令和30年度頃を見据えて職員数の適正管理を進めるとともに、予算要求においては、当該方針との整合性を勘案し、会計年度任用職員を含め、事業量に対する適切な人的資源の配分について十分検討すること。特に、新規事業や拡充事業の要求については、デジタル技術の活用を図るなど、業務執行方法を十分検討した上で、部局内において、人的資源を含めて選択と集中を徹底すること。

なお、民間活力の導入やDXの取組による効果として人件費の削減が見込まれる場合は、適切に予算に反映させること。

② 公共施設等の長寿命化・統廃合関係

施設の老朽化等により、維持補修経費の増嵩が大きな課題となっていることを踏まえ、『公共施設等総合管理計画』や『個別施設計画』に基づき、公共施設等の削減に取り組むこと。

また、将来世代の負担軽減が図れるよう、インフラ資産も含めた公共施設等に対する長寿命化に係る経費は一定確保することとしているので、公共施設等の中長期の修繕計画等をもとにしたファシリティマネジメントを推進し、公共施設等の適正配置、長寿命化及び更新コストの平準化を図ること。

なお、「施設の新規建設」及び「全面的な建替更新等」を行う場合は、「公共建築物の建設にかかる検討事項方針」に基づき取り組むこととしているため、関係各課との協議を経ていない場合は、予算計上を認めないことに留意すること。

③ 委託料

委託業務の必要性や内容（人数、日数、回数等）、契約の方法について見直しを行い、経費の節減に努めるとともに、適正妥当な額で見積もること。指定管理料を除く外部団体への委託事業経費については、業務の一層の効率化を図るなど、十分精査を行い積算すること。特に、事務局を市が担当し経理処理を行っているなど、委託方式の趣旨を損なう形で事業を実施しているものについては見直しを行い、直接予算に変更すること。

なお、委託料の積算根拠は国県等の基準単価のほか市旅費規程や給料単価等の適正な根拠に基づいたものとする。

④ 扶助費

扶助又は措置の実態を十分把握し、過去の推移や不用額の状況等を十分精査のうえ、対象人員・単価等の的確な把握に努めること。

また、国の社会保障施策の推進等により、今後扶助費は増加すると見込まれることから、各事業の効果やニーズを見極め、事業の必要性や規模、基準の妥当性等について適宜見直しを行うこと。

⑤ 負担金、補助及び交付金

行政の責任分野や経費負担の在り方、行政効果等を総合的に勘案し、すべてについて見直しを行い、必要不可欠なものに限って見積もること。

各種団体会費については、形式的なものは脱会をするほか、公費負担の合理性がないものについては、公費負担を廃止すること。また、加入団体の財務内容（多額の繰越金、予算と決算の大幅な乖離、事業自体の必要性）を再度把握したうえで、他自治体と連携し負担額の削減を検討するとともに、負担割合についても必ず合理性の検証を行うこと。

補助金は、特定の事業や活動を支援するために、公益上必要があると認められる場合に支出するものであり、その判断は客観的な妥当性がなければならない。『長浜市補助金制度ガイドライン』の趣旨を念頭に、「財政規律の確保」及び「市民満足度向上・施策実現」

が両立できる仕組みとするとともに、すべての補助金について必要性や効果等の再点検を行い、一層の適正化を図ること。特に、繰越金の状況を適正に把握し、多額の繰越金があるものについては必ず見直すこと。なお、補助金交付要綱が整備されていないものについては、要求不可とする。

⑥ 投資的経費

限られた財源のなか、市民生活の基盤となる社会資本の整備を着実に遂行していくためにも、事業の緊急性、必要性、投資効果、後年度の財政負担等を十分に検証したうえで、優先度の高い事業への選択と集中を徹底するとともに、**国県支出金等の特定財源の活用が見込まれる事業を優先すること**。複数の事業が同時に予定される場合は、事業の着手時期や進捗の調整を行うなど、財源に見合った事業実施とすること。また、各施設の整備にあたっては、類似施設の集約化・複合化について必ず事前の検討を行うとともに、規模や内容が適正であるか十分に精査し、最大限の経費削減に努めること。

さらに、施設の整備手法について、PFI等の民間活力の活用が可能ななどあらゆる角度からの検証を行うとともに、後年度の維持管理経費が過大にならないよう徹底的に精査し、効率的・効果的な運営方法についても予め検討すること。この際、事業選択の根拠となる施設の利用者数や受益者数、交通量、さらに整備に伴う効果額等について整理分析し、予算要求時に提示すること（これらが無い場合は要求不可とする。）。

なお、建設工事及び建設工事関連業務委託については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、平準化を図るため計画的に発注を行うとともに、債務負担行為の活用などの必要な措置を講じることや、公共工事等に従事する者の労働条件が適正に確保できる日数を考慮した適正な工期等の設定が規定されていることから、発注者の責務としての確に予算要求すること。 ※ PFI = Private Finance Initiative

（４）債務負担行為の活用

適正な予算執行を行うにあたって、年度当初から円滑に業務遂行ができるよう、債務負担行為を活用すること。

（５）特別会計・企業会計に関する事項

特別会計については、使用料・保険料など受益を受ける市民負担により運営されていることを念頭に、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減と合理化、負担の適正化に努め、市税からの繰入金を圧縮するよう最大限の努力を払うこと。

公営企業会計については、『経営戦略』に基づき、経営基盤の強化と財務マネジメントの向上を図ること。

5 予算編成事務について

(1) 予算編成の方式

令和6年度の予算編成事務は、各部局の自主的・自律的な予算編成をさらに強化する中で、一般財源額ベースの予算調整を各部局でスムーズに行い、予算要求書に適切に反映させるため、令和6年度の各部局の一般財源の配分額の概算が見通せるよう、一般財源のシーリングによる削減率を設定し、各部局の事務事業の見直しに必要な経費の概算額を把握できるようにする。

ただし、実際の各部局への一般財源の配分額については、予算ヒアリングを踏まえて決定するため、今回示した数値から増減する場合がある。

また、経費の区分については、次のとおりとする。

① 義務的経費（義務的経費に準じる経費を含む）〔財務会計システム表記【義】〕

〔例〕 法令等で負担が義務付けられている経費（市単独の扶助費を除く）、公債費、人件費（会計年度任用職員、議員、非常勤特別職の給与・報酬等を含む。）特別会計繰出金、一部事務組合負担金、既に支出負担行為がなされている経費（債務負担行為、継続費、長期継続契約等）、施設維持管理経費（公共施設等総合管理計画に定める部分）、集中管理経費、契約・協定等に基づき支出する経費

② 臨時的増大経費 〔財務会計システム表記【臨】〕

執行の可否に裁量がないもののうち、令和6年度に臨時的に増大する経費

例 計画策定に係る経費、国スポ・障スポ大会開催経費、市単独の選挙事務経費

③ 投資的経費 〔財務会計システム表記【投】〕

一般的に次の（ア）～（エ）のいずれかに該当するもの

（ア） 次の科目のすべて〔建設事業関係委託料（細節12-4）、工事請負費（節14）、工事用材料費（細々節15-1-1）、土地購入費（細節16-1）、物件移転補償金（細々節21-1-3）〕

（イ） 備品購入費のうち、1件100万円以上（合計額ではない）の機械器具等の購入費

（ウ） 負担金、補助及び交付金のうち、その最終使途が資本形成のための支出であるもの

（エ） 施設修繕料のうち、対象となる施設を維持するために最低限必要な経費以外のもの〔原則、令和5年度予算編成時に「義務的経費」として整理された経費以外のもの〕

- ④ 重点化事業経費 [財務会計システム表記【重】]
庁議の決定を受けた経費に限る
- ⑤ 民間活力の導入経費 [財務会計システム表記【改】]
行政改革推進本部会議の決定を受けた経費に限る
- ⑥ DX経費 [財務会計システム表記【DX】]
デジタル行政推進本部会議の決定を受けた経費に限る
- ⑦ 法制度改正に伴う情報システム更新経費 [財務会計システム表記【情】]
デジタル行政推進課通知（令和5年8月30日付け長デジ第49号「令和6年度予算要求に向けたシステム改修計画書の提出について（通知）」）により取り扱うもの
- ⑧ 一般経費 [財務会計システム表記なし]
①～⑦の経費区分に当てはまらない経費

(2) 一般財源額の配分

すべての経費（上記①～⑧の経費区分）について、財政課による査定を行い、一般財源額を算出する。

「職員」と「予算」を連動させることで、各部局長が経営者としての権限により部局の経営資源の配分を積極的に行えるよう、予算内示（12月5日予定）時には、各事業費にかかる一般財源額に加え、人事課所管の人件費を各部局への一般財源配分額に含めて提示する。

(3) 予算要求書の作成及び留意事項

① 予算要求書の対象経費について

令和6年度の予算要求書の対象経費は、すべての経費とする。

- ・重点化事業経費については、庁議の決定を踏まえて、財政会計システムに入力すること。
- ・民間活力の導入経費については、行政改革推進本部会議の決定を踏まえて、財政会計システムに入力すること。
- ・DX経費については、デジタル行政推進本部会議の決定を踏まえて、財政会計システムに入力すること。
- ・法制度改正に伴う情報システム更新経費については、令和5年8月30日付けデジタル行政推進課通知により取り扱うこととし、デジタル行政推進課からの結果通知を踏まえて、財政会計システムに入力すること。
- ・各部局の行政改革推進本部で進めている取組（事業見直し、手続きの簡略化や廃止、業

務改善)については、これまでの取組の効果が次年度の予算に反映されるよう、今回の予算要求に適切に計上すること。

② 関係部局との事前の協議・調整について

予算要求にあたって、関係部局との事前の調整が必要となるものについては、関係部局との協議・調整を行ったうえで予算要求すること。

例えば、公共施設等において「施設の新規建設」及び「全面的な建替更新等」を行う場合は、「公共建築物の建設にかかる検討事項方針」に基づき取り組むこととしているため、関係各課との協議を予算要求までに整えておく必要がある。

また、業務見直し等(外部委託、デジタル化等)に関連して庁舎の改修等を伴うものは、事前に庁舎の所管課と協議・調整を行うこと。

③ 所管替え等に伴う予算計上漏れの確認について

過年度における組織機構の改編や施設の移管等により歳入歳出予算を引き継いだ所属においては、予算の計上漏れがないよう十分に確認すること。

④ 当初予算部局別予算要求方針について

各部局の次長は、部局内の予算要求の状況を取りまとめ、「令和6年度当初予算 部局別予算要求方針」を策定し、⑨の期日までに財政課へ電子データ(エクセル様式)により提出すること。

⑤ 補助金等評価シートによる補助金制度の評価について

令和3年度に制度化し、継続実施されている補助金等については、令和6年度予算編成時に補助金制度の評価を行うこと。補助金等評価シートに基づき評価を行い、次年度以降の制度のあり方について検討すること。なお、当該シートは決算時点で市ホームページに公表することとしているので、記載の内容は客観的な視点で記入すること。

⑥ 部局別職員研修計画書について

令和6年度に計画する職員研修については、部局庶務担当課で取りまとめのうえ、10月6日(金)までに「部局別職員研修計画書」を人事課へ提出すること。

⑦ 予算編成過程における公表前の機密保持について

予算編成過程における関係書類及び調整事項は、すべて本市としての意思形成過程である。最終的な意思決定は市長裁定であり、公表前の機密保持を厳守すること。

⑧ ペーパーレス化の推進

ペーパーレスの観点から、根拠資料は印刷を行わず、PDFファイルでの提出とし、予算ヒアリングにおいては要求課と財政課双方がパソコンを持ち寄ることとする。また、係

内や課内、部内の予算協議等においてもパソコンやモニターを活用するなど、ペーパーレス化を推し進めること。

⑨ 予算要求書（一般会計）の提出

- 提出期限 **令和5年10月19日（木）17時【期限厳守】**
- 提出部数 本紙1部及び電子データ（PDF）一式
※積算資料は電子データ（PDF）のみの提出
- 提出先 総務部財政課財政係（電子データは財政課宛の回覧レポートにより提出）
- 様式 グループウェア「文書管理」－「様式」－「総務部」－「財政課」－「予算・財政関連様式」内に掲示

6 予算編成事務の日程について

具体的な予算編成の日程は、次のとおり。ただし、編成日程は変更する場合がある。

10月19日（木）17時	予算要求書（一般会計）提出期限
10月下旬～11月中旬	予算ヒアリング
11月24日（金）正午	予算要求書（特別会計及び企業会計）提出期限 ※ヒアリング日時は後日連絡する。
12月5日（火）	予算原案（内示）
12月5日（火）～12月21日（木）正午	予算調整（枠配分）
12月21日（木）正午	調整後の予算要求書（一般会計）提出期限
令和6年1月下旬	市長裁定
令和6年1月下旬	予算最終内示
令和6年2月下旬	予算発表

※今年度の復活要求は実施しない。